

一般社団法人移行認可申請について

本会は、昨年度の会員通常総会の決定及び平成23年度第2回評議員会（平成24年3月15日開催）の決定に基づき、以下の通り「一般社団法人」への移行認可申請を実施しました。

現在は内閣府公益認定等委員会による認可審査が行われていますが、順調にいけば6月中にも同委員会による認可の答申が出される予定です。

1. 移行法人形態…「一般社団法人」
2. 認可行政庁…「内閣総理大臣」
3. 移行希望日…平成25年4月1日
4. 移行認可申請における主要事項

(1) 新定款案…一般社団法人移行後の「新定款」は別添のとおりです。

本「新定款」は、昨年度会員通常総会において承認された原案を基に、理事会において一部修正の上、最終決定したものです。

なお、原案の修正に関しては、昨年度の会員通常総会において、行政庁等との事前折衝により細部の修正が必要となった場合は、「理事会一任」とする旨を決定しています。

(2) 公益目的支出計画…昨年度会員通常総会において承認された「基本的枠組み」に基づき以下の内容にて作成の上、申請いたしました。

①公益目的のための実施事業…継続事業として以下の事業を行います。

- 会報発行事業
- (七大戦支援目的) 関係大学への寄附事業

②公益目的支出の見込額 … (年間) 144, 145, 000円 (*平成23年度予算)

なお、公益目的支出見込額は、平成24年度決算が確定した段階で再計算となります。

③公益目的財産額…4, 576, 394, 769円

なお、本会が所有する土地及び建物の時価評価は、「長期事業継続資産」としての不動産鑑定評価額としました。

④公益目的支出期間 (予定) …32年間 (③÷②)

5. 一般社団法人移行に向けての今後の予定

- (1) 新定款附則3の定めに基づき、本年度中に一般社団法人移行時の「最初の代議員」選出のための代議員選挙を、新定款第13条及び「学士会代議員選挙規則」を準用して実施します。
- (2) 上記の代議員選挙を「学士会代議員選挙規則」を準用して実施するため、同規則に定める選挙管理委員会及び選挙区委員会を発足させます。
- (3) 選挙実施に向けた体制整備を行った上で、同規則の定めに基づいて代議員選挙を実施します。なお、立候補受付の告示は11月1日の予定です。